

校友会新潟県支部会則改正新旧対照表

新	旧																				
校友会新潟県支部会則 <u>(会員組織規則)</u> 第1条 本会は、<u>一般社団法人東洋大学校友会定款に基づく会員組織で、東洋大学校友会新潟県支部と称し、事務所は支部長の指定するところに置く。</u> 第2条 本会は、<u>東洋大学建学の精神を顕現し、母校愛と会員相互の親睦にもとづき、東洋大学の興隆発展に寄与することを目的とする。</u> 第3条 本会は、<u>第2条に定める目的を達成するために校友会定款第5条に定める会員で本会に所属を希望する会員を構成員とする。</u> 第4条 本会に次の役員をおき、任期を三年とする。ただし再任を妨げない。 <table> <tr> <td>☆支部長 <u>(会員組織長)</u></td><td>一名</td></tr> <tr> <td>☆副支部長 <u>(副会員組織長)</u></td><td>三名</td></tr> <tr> <td>☆幹事 (役員)</td><td>若干名</td></tr> <tr> <td>☆地区委員</td><td>若干名</td></tr> <tr> <td>☆監事</td><td>若干名</td></tr> </table> <u>上記の役員は、校友会定款第5条第4号に定める正会員である事を要する。</u> 第5条 役員の選出方法は次のとおりとする。 ☆支部長は総会で選挙する。 ☆副支部長は支部長が委嘱する。 ☆幹事・監事は支部長が委嘱する。 ☆地区委員は各地区から推薦された者を支部長が委嘱する。	☆支部長 <u>(会員組織長)</u>	一名	☆副支部長 <u>(副会員組織長)</u>	三名	☆幹事 (役員)	若干名	☆地区委員	若干名	☆監事	若干名	校友会新潟県支部会則 第1条 本会は東洋大学校友会新潟県支部と称し、事務所は支部長の指定するところに置く。 第2条 本会は校友会本部と会員の連絡を密にし、相互の親睦教養を深め、且つ東洋大学（東洋大学短期大学を含む）の進展に寄与することを目的とする。 第3条 本会は、東洋大学の卒業者、修了者及び校友会支部推薦校友をもって組織する。 第4条 本会に次の役員をおき、任期を三年とする。ただし再任を妨げない。 <table> <tr> <td>☆支部長</td><td>一名</td></tr> <tr> <td>☆副支部長</td><td>三名</td></tr> <tr> <td>☆幹事 (役員)</td><td>若干名</td></tr> <tr> <td>☆地区委員</td><td>若干名</td></tr> <tr> <td>☆監事</td><td>若干名</td></tr> </table> 第5条 役員の選出方法は次のとおりとする。 ☆支部長は総会で選挙する。 ☆副支部長は支部長が委嘱する。 ☆幹事・監事は支部長が委嘱する。 ☆地区委員は各地区から推薦された者を支部長が委嘱する。	☆支部長	一名	☆副支部長	三名	☆幹事 (役員)	若干名	☆地区委員	若干名	☆監事	若干名
☆支部長 <u>(会員組織長)</u>	一名																				
☆副支部長 <u>(副会員組織長)</u>	三名																				
☆幹事 (役員)	若干名																				
☆地区委員	若干名																				
☆監事	若干名																				
☆支部長	一名																				
☆副支部長	三名																				
☆幹事 (役員)	若干名																				
☆地区委員	若干名																				
☆監事	若干名																				

第6条 役員の任務は次のとおりとする。

☆支部長は、この会を代表し、会務を統括する。

☆副支部長は、支部長を補佐し、上・中・下越（佐渡を含む）の各地区の運営にあたり支部長に事故あるときは、あらかじめ支部長が指名した順により、その任務を代行する。

☆幹事は、支部長の指示に基づき、支部の運営にあたる。

☆監事は、会計監査を行い、総会で報告する。

☆地区委員は、副支部長を補佐し、地区の会員への連絡にあたる。

第7条 本会に顧問をおくことができる。顧問は総会の議を経て支部長が委嘱する。

第8条 顧問は支部長の諮問に応ずる。

第9条 本会の運営を円滑にするために次の三地区とする。

☆下越地区（佐渡を含む）

☆中越地区

☆上越地区

第10条 毎年一回総会を開く。但し必要あるときは、臨時に開くことができる。

第11条 本会の会計は次のとおりとする。経費は、本部会費のうち支部に還元される経費及び寄付金、その他の収入をもって充てる。会計年度は毎年4月1日より、翌年3月31日までとする。

第12条 本会の運営にあたっては、校友会の定款を踏まえるとともに、個人情報の保護の観点から会員情報の管理・保護に努める。

第13条 会則の改正は、総会の議決による。

○ 付 則

本会則は昭和36年9月3日より施行する。

第6条 役員の任務は次のとおりとする。

☆支部長は、この会を代表し、会務を統括する。

☆副支部長は、支部長を補佐し、上・中・下越（佐渡を含む）の各地区の運営にあたり支部長に事故あるときは、あらかじめ支部長が指名した順により、その任務を代行する。

☆幹事は、支部長の指示に基づき、支部の運営にあたる。

☆監事は、会計監査を行い、総会で報告する。

☆地区委員は、副支部長を補佐し、地区の会員への連絡にあたる。

第7条 本会に顧問をおくことができる。顧問は総会の議を経て支部長が委嘱する。

第8条 顧問は支部長の諮問に応ずる。

第9条 本会の運営を円滑にするために次の三地区とする。

☆下越地区（佐渡を含む）

☆中越地区

☆上越地区

第10条 毎年一回総会を開く。但し必要あるときは、臨時に開くことができる。

第11条 本会の会計は次のとおりとする。経費は、本部会費のうち支部に還元される経費及び寄付金、その他の収入をもって充てる。会計年度は毎年4月1日より、翌年3月31日までとする。

第12条 会則の改正は、総会の議決による。

○ 付 則

本会則は昭和36年9月3日より施行する。

本会則は昭和50年7月27日一部改正。

本会則は昭和50年7月27日一部改正。 本会則は昭和60年8月25日一部改正。 本会則は平成5年8月22日一部改正。 本会則は平成11年8月22日一部改正。 本会則は令和8年8月29日一部改正。	本会則は昭和60年8月25日一部改正。 本会則は平成5年8月22日一部改正。 本会則は平成11年8月22日一部改正。
--	---

参考 東洋大学校友会定款第5条 第4号

第5条（種別および資格）

この法人には、次の会員を置く。

（1）普通会员

東洋大学学部（通信教育部を含む）、大学院、専門職大学院、東洋大学短期大学を卒業した者（哲学館、哲学館大学、旧制学部、旧制専門部、旧制予科を含む）。

（2）教職員会員

学校法人東洋大学の教職員並びに退職者のうち、この法人の目的に賛同し加入を希望した者。

（3）推薦会員

第1号で卒業には至らず、この法人の目的に賛同し理事会で承認した者。

（4）正会員

第1号から第3号のうち、この法人の目的に賛同して、第6条第2項に定める会費を納入し、正会員登録手続きをした者。

在学生会員については別途正会員および会費規程に定める。

この校友会新潟県支部会則改正新旧対照表は、校友会本部の定款の改定に伴うものです。

令和8年8月29日に開催する新潟県支部総会にて協議いたします。

尚 質問のある方は下記メールアドレスへメールにてお願い致します。

メールアドレス toyo.niigata-kaetsu@outlook.com

東洋大学校友会新潟県支部 支部長 本 間 直 彦